令和５年４月28日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う「新型コロナウイルス感染症対策における「新しい生活様式」を踏まえた焼津市業務行動指針」の廃止について

新型コロナウイルス感染症が令和５年５月８日より、感染症法の「５類感染症」に位置付けられ、国の「基本的対処方針」及び県の「静岡県実施方針」が廃止されることに伴い、令和５年５月７日をもって、「新型コロナウイルス感染症対策における「新しい生活様式」を踏まえた焼津市業務行動指針」を廃止する。